

# 首里城の見方・考え方

## 百姓身分を視点にして

里井洋一

### 1、復元首里城の概要

小論の目的は「復元」首里城の見学方法を、考えることにある。1992年12月に復元された部分は、図1に示された部分である。具体的には、御庭を取り囲む正殿、北殿、南殿、奉神門（以下ウナー地区と表記）と、ウナー地区に至る一連の門群と石垣である。



正殿に関しては、1712年の再建に焦点をあて、できるだけ古いものを採用する、という申しあわせにより復元されたという。『首里城甦る琉球王国』(1) (以下『首里城ガイド』と表記)によれば、「正殿は往時の資料が豊富だったため木造の本瓦葺きで復元されることとなったが、北殿・南殿・番所・奉神門

については資料が乏しいなど復元が困難だったため、戦前の写真等を参考に外観を往時の状態に表現し、本体についてはコンクリート建てとし、展示館などに充当する『外観復元』の手法が用いられた。」という。また外郭（城壁）については「伝統的な石積みや城門の復元を進めた。」とある。

## 2、「復元」首里城を見学する視点

近世、百姓<sup>(2)</sup>身分の者にとって首里城とは何だったのだろうか。首里城は、琉球王の住む城である。そして、首里城は、国王<sup>(3)</sup>を中心とする官僚によって政治が行われた場であり、儀礼の場であったことには違いない。だが、首里城は、百姓達が年貢を運びこむ城であったのだろうか。また年貢をおさめる倉庫や、税金関係の役所があった場所はどこだったのだろうか。これらのことについては、研究の進展が待たれる。ただ、久慶門内の錢蔵跡をいくつかの旧首里城図に見いだすことができる。錢蔵については後述する。

したがって、支配者の城としての首里城の全体像は不明である。そこで、小論では首里城が儀礼の場であったことをかんがみ、儀礼への参加資格を意味する「位階」と百姓の関係について限定して考える。なぜならば、「位階」は、首里城を拠点とする国王を頒与主体とし、百姓身分にも与えられたからである。

### 一 百姓と位階

#### 1 百姓に与えられる位階

1732年に、首里王府から布達された「位階定」によると、百姓に与えられる位階は次のように定められていた。

百姓等之内、村所之為入精相働、百姓引起有付させ候者ハ、式拾五歳より赤八卷、三拾五歳より筑登之座敷、四拾五歳より黄八卷、階毎ニ其苦勞相重候者より見合、階越不仕様ニ可被下候、勲功之品ニより、吟味之上、勢頭座迄被下儀、可有之事<sup>(4)</sup>

この史料には百姓身分の者たちの中で、村のために精を出して働き、百姓の生活を建て直した者は、次の位階が与えられる。25歳以上の者には「赤八卷」、35歳以上の者には「筑登之座敷」、45歳以上の者には「黄八卷」である。位階の昇進に関しては、同じ位階の中で更に勲功を重ねた者から優先する。ただし、位階は順に進み、飛び越して昇進させてはならない。特に勲功があった者は、検討した上で、最高「勢頭座」までを与えることができる、とある。

位階は、上から1「紫地並青地五色浮織冠」2「紫地浮織冠並三司官」3「三司官座」4「紫冠」5「甲口」6「甲口座」7「吟味役那覇里主」8「座敷」9「当」10「当座敷」11「勢頭」12「里之子」13「筑登之」「筑登之座敷」となる。また、位階外として、「筑登之座敷」の下に

14「赤八巻」15「青八巻」<sup>あおはちまき</sup>(5)が設定されている。(以下本論では、14や15をそれ以上の位階と区別して、位と呼ぶことにする。また、両方を指す概念として「位」を使用する。)八重山や宮古島に派遣されてくる在番には、9や10などのランクの士族が多い。中には11ランクのものさえいる。また間切建て直しを命じられた下知役には11ランクの者が多い。その中で、百姓身分の者が10まで位階を昇進できるところに、この位階制度の特色がある。

## 2 位階や位を授けられた者の割合

百姓の中にどれくらいの割合で、「位」をさづけられた者がいたのであろうか。

近世末、1877年多良間島塩川村では、百姓男475人中、22人が位や位階を授けられた人々であった。そのうちわけは、「赤頭」<sup>あかかぶ</sup>15人と「筑登之座敷」<sup>ちくとうんざしき</sup>7人である。「赤頭」15人をみると、20代1人、30代1人、40代5人、50代6人、70代1人である。一方、何とかの主(シュ)とよばれる「筑登之座敷」は40代1人、50代5人、60代1人である。ちなみに、多良間島の士族は男222人いる中で、「筑登之座敷」が3人(全員70歳代)いるだけである(6)。

## 3 位を与えられる百姓の条件

位階や位をさづけられる百姓の条件は、百姓役を勤めたことによる功績、もしくは、困窮している百姓を助けた功績である。ここでは前者の事例を紹介する。

1862年、多良間島役人が、多良間島の百姓に、位や位階を与えたいという申請(7)が、宮古島蔵元へ提出されている。内容は百姓九人に「赤八巻」、百姓一人に「筑登之座敷」を与えたいという申請である。与える理由は、彼らが次のような百姓役目を、12～35年勤めた功績によるものだという。

- 1 村筑 2 村佐事、3 地佐事、4 山のひや、5 遠目、6 船頭、7 通事、
- 8 加子、9 船大工、10 木細工、11 紙漉、

1～4は、支配の末端を構成する役職である。5は「鎖国」下における外国船の監視役、6～8は船を動かす役職、9～11は技術職である。申請された10人の内8人までが、支配の末端を構成する1～4の役職を経験している。その支配の末端を構成する役職の内、1村筑、2村佐事の詳細を史料からみてもみることにする。

村筑・村佐事の役目に関する史料(8)

1 村筑之儀、諸上納物請取払之時、升目斤目明白相糺取払仕、少も不憲法之仕形無之様、入念可相勤候也

2 村佐事之儀、御用布向、女頭共相合致下知方、又は正男中頭高竝免引人病

者委細存込、遣夫之時無親疎廻合を以申付、自然病氣又は何歎差支候節は一家二式三人居合候方より申付、親疎無之様能々了簡を以可相働候也

史料1には、村筑は、百姓が諸上納物を納めるとき、その量や重さを正確に計り、不法なことがないように念入りに勤めなさい、とある。村筑は上納物を支配者から決められたとおりに取る、末端役人であるということができよう。史料2には、村佐事は、御用布については、女頭と一緒に命令をしなさい。

また、正男(15～50歳)の人数と、病気などで夫役にでることができない人数をしっかりと把握し、夫役を平等に、家ごとに回り持ちで行うことを申しつけなさい。もし、病気や何かの事故が起きた場合には、一家族に、正男が複数いる家から申し付けなさい。負担が平等になるよう心掛けて働きなさいとある。村佐事は、女の機織り労働、男の夫役と、労働の管理を命じられた末端役人であるといえよう。

村筑や村佐事は、以上みてきたように確かに王府支配の末端役人である。同時に彼らは責任を追及される百姓としての側面をもつ。すなわち村筑は上納物の責任を負わされ、村佐事は労働管理の責任を、村の代表として問われるのである。しかし、彼らは百姓を具体的に把握している人々でもある。彼らの協力なしには支配を貫徹できないのも事実である。ここに、彼らを首里王府支配の末端としての立場に立たせることが、首里王府の課題となる。その「装置」が、位階や位の授与とそれと関わる儀式ではないかと考える。

## 二 「位」と国王への御拝

首里王府から「位」を授けられた百姓には、「位」の「有り難み」を確認する場が設定されていた。それが、毎年、正月、正月十五日、冬至におこなわれる「朝之御拝」である。「朝之御拝」とは、首里城にむかって行われる御拝である。「位」のある百姓身分の者は、最寄りの蔵元・番所において御拝を行う。

八重山蔵元(図2)における「朝之御拝」を再現してみると次のようになる<sup>(9)</sup>。蔵元正面に焼香台がある。焼香台の上には、香炉一つ、金花一对、龍蠟燭一对、御香合一つが、盆に乗せられ飾られている。

午前八時ころ、庭の左方に在番(詰医者)、在番筆者・詰医者・「黄八巻」、「筑登之座敷」、「赤八巻」、「青八巻」の順に座る。一方、右方には、頭・「座敷」、「勢頭座敷」、「黄八巻」、「筑登之座敷」、「赤八巻」、「青八巻」がならぶ。午前十時ころ、この順番で席をたち、御拝をし、手を合わせ、席にもどる。それが終わると、年長の頭が沈香を燃やす。席に戻ると、全員で四つ御拝を行う。

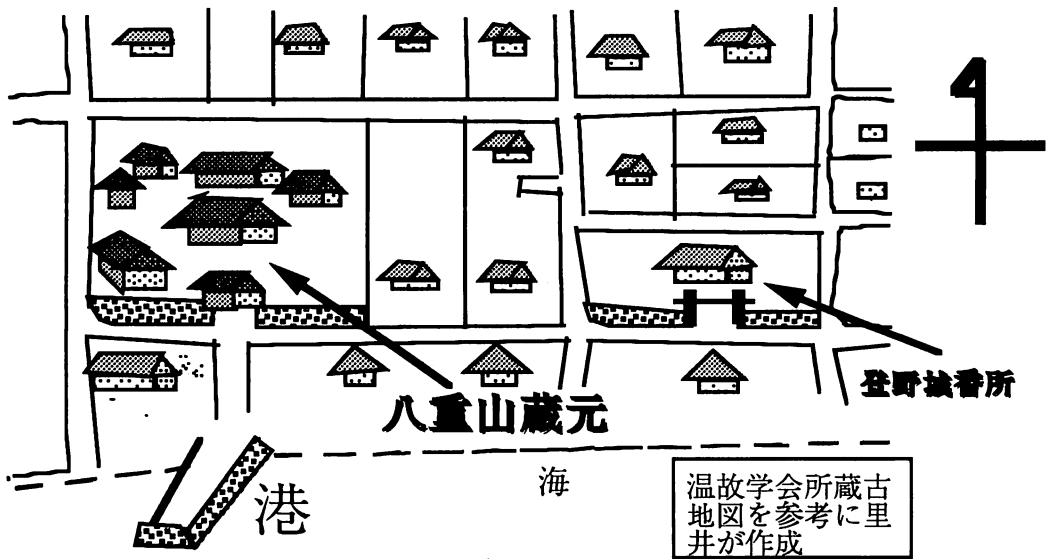


図2 八重山島蔵元

終了後、蔵元の中に入る。在番・在番筆者・頭・惣横目・首里大屋子は本座に座り、蔵筆者のお酌で、首里王府の御酒を飲む。「黄八巻」以下「青八巻」までは下座、百姓「赤八巻」は三尺縁で、問合筆者の御酌で御酒を飲む。朝の御拝では、「位」の順だけが問題となり、系持(士族)であるかないかは問題とならない。百姓でも、高い「位」であるならば、士族の役人、例えば青八巻の目差や筆者等よりも上位にくる。これが、国王に対する百姓身分の者が懐く「忠誠心」を増幅し、支配の末端を担わせる「装置」といえよう(10)。

したがって、国王のいる首里城こそが、「位」のある百姓にとっては憧れの的ということになる。しかし残念ながら、先島の百姓が首里城でおこなわれる朝之御拝に加わったという史料は管見の範囲では見いだせない。そこで、沖縄本島間切(現在の市町村にあたる)の地方役人に関する事例を紹介する。彼らの身分は百姓身分である。トップの地頭代「黄八巻」、首里大屋子「筑登之座敷」、西・南風・大掟「赤八巻」、掟は「青八巻」を最低限付与される(11)。

以下、地方役人として正月、「朝之御拝」に出る視点で首里城を見学したい。したがって、建立物等に関しては『首里城入門—その建築と歴史—』(12)、真栄平房敬『首里城物語』(13)を参考にして簡略な説明に止める。詳細を知りたい方はこれらの文献を見ていただきたい。

### 3、首里城見学

那覇から首里に上ってくると、首里高校の裏門近くに「中山門」があった。現在はない。「中山門」(しもあやじょう)の建立は1428年という。「守礼門

」と同型の三間牌楼門(中国によく見られる柱と柱の空間が三つあり、扁額をかかげた門)であった。「中山門」をくぐると綾門大道が、500メートルほど続き「守礼門」に至る。「守礼門」(待賢門・かみあやじょう)は、尚清王代(1527～55年)に建立されたという。1936国宝に指定されたが、沖縄戦で消失した。その後、1958再建された。「守礼門」をくぐると、正面に「歓会門」、右手に「木曳門」、左手に「園比屋武御嶽」がみえてくる。右手の「木曳門」は、首里城の改修等の際、木材等を入れる門であった。坂を上ることも少なく最も容易に首里城の中核ウナー地区に至る門である。しかし、近世において、「木曳門」は通常閉じられていた。

## 1 園比屋武御嶽

1519年に作られた御嶽である。国王外出時、往路帰路の安泰を祈願したと伝えられる。1933年国宝となる。やはり沖縄戦で破壊されたが、1957年復旧された。1972年には国指定文化財となり、1981～86解体修理が行われた。

園比屋武御嶽の石門創建者は、西塘にしとうという人物である。西塘は八重山竹富島の出身である。西塘の人物像に関する論考としては、西里喜行「西塘考」<sup>(14)</sup>がある。論旨は次のとおりである。

西塘は、1500年八重山でおこったオヤケアカハチの乱で、首里王府軍の捕虜となった。西塘は首里へ連行され、三司官に勤勞奉仕をさせられた。

その間、西塘は石工技術を磨き、1519年園比屋武御嶽の石門を創建した。

1544年からの首里城拡張工事にも参加した。その後、首里王府は八重山の統治政策を、直接統治から間接統治への切り換えをはかる。そのため、首里王府は西塘を武富大首里大屋子たけとみうふしゅうりうふやくとして八重山へ帰したという。

西里氏は、西塘を次のように評価する。西塘は首里王府の支配を担いながら八重山に沖縄文化を移植した。それと同時に、彼は八重山民衆の代表者として八重山の独自性を保持することに、努力した可能性がある、と。

西塘も参加したという首里城拡張工事を語る『添継御門南のひのもん』には「こくより上下、又、おくとより上、みやこ、やへま、の、おゑか人、大小の人々、そろて、御石がき、つみ申候」とある。この碑文から、全琉球の人々を動員して石垣を積ませた様子を、うかがい知ることができる。

## 2 歓会門(あまへうじょう)

櫓入り母屋造の石造アーチ門である。1933年国宝に指定されたが、沖縄戦で消失した。1974年に復元された。『首里城ガイド』には、歓会門、久慶門、継世門を含む外郭は16世紀の増築によって作られたという<sup>(15)</sup>。たしかに継世門近辺の東から南にかけての城壁は、前述のように1546年、奄美諸島、宮古、八

重山の民衆までも動員して石垣をつんだという記録がある。しかし、『首里城跡——歓会門、久慶門内側地域の復元整備にかかる遺構調査』は、発掘結果から疑問をなげかける。すなわち歓会門、久慶門周辺からは「15世紀後半から16世紀にかけての遺物は全く見出すことができず、逆に14世紀に属する輸入陶磁器が圧倒的に出土した。」という<sup>(16)</sup>。

この歓会門が首里城の正門である。真栄平房敬氏は『首里城物語』の中で、男性専用の門であったと言い、久慶門は女性専用の門であったという。それに対して『首里城入門』は、歓会門が正門であるのに対し、久慶門は通用門だという。百姓身分である地方役人が、歓会門から入れたかどうかはわからない。朝之御拝という国王招待の儀礼なので、歓会門から入った蓋然性が高いように思われる。

### 3 久慶門

龍樋の水が久慶門両脇から流れ出すことになっている。久慶門は歓会門と同じ造りの門である。久慶門内の発掘から、石造の上水道管(鹿児島産凝灰岩より作製、管と管の間は漆喰で固めてある。)が発見されている<sup>(17)</sup>。左手には寒川井戸、右手奥には龍桶がある。この地点は場内の水源として重要な地点である。これら石作りの水施設は、水不足で悩む百姓にとって、国王にたいする憧憬を増すものになったと思われる。

### 4 錢蔵

この久慶門左手奥には錢蔵があった。この蔵には錢、焼酎、繩、筵、上布等が納められていた。また、これらを管理する錢御蔵という役所が置かれていたと想像される<sup>(18)</sup>。

繩や筵や上布は百姓からの上納物である。また上布は首里王府の専売物としても位置づけられている<sup>(19)</sup>。それに対して、錢は主として百姓が首里王府に奉仕する労働量を意味している。近世末には歳入として、錢240万5768貫735文、歳出として、錢3108万9683貫483文が計上されている<sup>(20)</sup>。この蔵に、これだけの錢が集まったわけではないだろう。百姓が首里王府のために、定められた労働量を働らかなければ、その分だけ錢を納めなければならなかったのである。ウコンづくりにより一人一日働いて二貫文ずつという支払った、という記録がある<sup>(21)</sup>。このことから、近世末王府が歳入として予定していた延べ労働人数は役120万3000人、支出された延べ労働人数は約1555万人ということになる。

### 5 ウナー地区までの距離感

歓会門・久慶門から首里城内に入ったわけだが、高い石垣が行く手を遮り、ウナー地区は全く見えない。ついで、龍桶、瑞泉門、漏刻門、広福門と上ってい

く。そして、漏刻門前まで来て、やっとうなー地区の一部北殿が門を通してみることが出来る。この上りでは、うなー地区に至る距離感を、<sup>じかたやくにん</sup>地方役人になったつもりで味わいたい。なお、この間は『首里城ガイド』21ページのコンパクトにまとめられた次の説明にゆずりたい。

瑞泉門手前、石階段途中の右手には、石彫龍の口から清水が湧き出ており「龍桶」と呼ばれている。瑞泉門の名称の由来ともなったこの湧水は、城内の貴重な飲料水として使われていた。また、この階段両脇には歴代の中国冊封使が龍桶より湧き出る清水を賛美した題字の石碑が林立していた。かつて、瑞泉門両脇には歎会門と同様、一對の石獅子が置かれていた。両門とも旧国宝に指定され類似点も多いが、歎会門が城壁をアーチ状に築いた上に櫓を載せているのに対し、瑞泉門は城壁を垂直に切り取った上に櫓を載せているところが大きく異なる。歎会門と同形式の門には久慶門・<sup>けいせいもん</sup>継世門・<sup>しゅくじかんもん</sup>叔順門・<sup>う</sup>右掖門・<sup>えまもん</sup>美福門などがあり、いずれも城の内部に位置しているという特徴がある。

漏刻門は楼上の漏刻器で時刻を測り、太鼓を打ち鳴らして時を報じていたところからこの名が付いた。俗に「かご居せ御門」とも呼ばれ、高官もここで駕籠から降りるのが通例であった。広福門には社寺仏閣に関する事項を取り扱う寺社座、戸籍や治安を取り扱う大与座と呼ばれる役所があった。

この門を通り抜けると、「下の御庭」と呼ばれる広場に出る。正面には拝所の「<sup>しゅり</sup>首里森御嶽」、左手には正殿に至る最後の門、奉神門が待ちうけている。

## 6 奉神門 (キミホコリウジョウ)

作られた年は不明である。1562年に石造の欄干が作られている。1709年に焼失し、1712年に再建されている。1754年に改修が行われ、中央の奉神門部分が高くなった。北側は<sup>なでん</sup>納殿と称され、薬や茶や煙草などが貯えられている。南側は<sup>きみほり</sup>君誇という。

通常、奉神門と北側の<sup>わきもん</sup>掖門は閉じられ、南側の掖門から出入りしていた。しかし、「朝之御拝」には両方の掖門が使用された。

## 4、うなー地区における儀礼

### 1 元日御捧

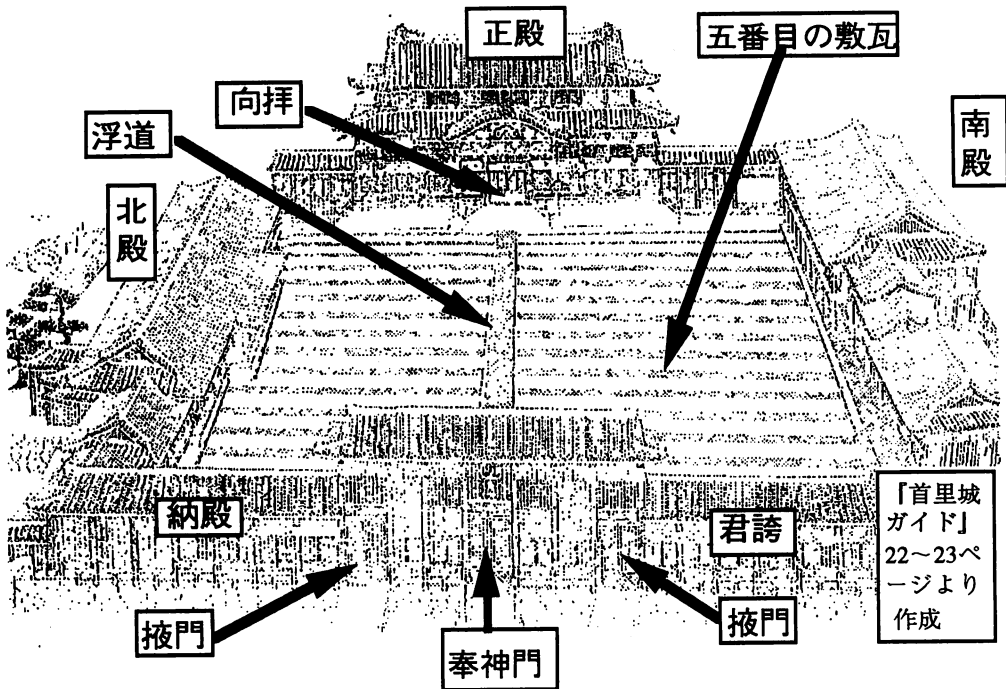
首里城、元日の朝は「御捧」に始まる。各間切、周辺離島の<sup>じかたやくにん</sup>地方役人が国王に、魚や貝などの献上物をもってやってくる。そのようすを「間切公事帳」(22)からみてることにする。

早朝、位階のある地方役人一人と、位階のない(位はある)地方役人が、<sup>ちやうい</sup>朝衣八卷姿で取納座(場所不明)に献上物をもってやってくる。

午前七時前、取納座役人に率いられて、下の御庭へ献上物を運ぶ。取納座役人の指示がありしだい奉神門左右の掖門より御庭に入る。<sup>きみほり</sup>君誇前の五番目の敷



図3 ウナーゾーン



瓦の上一列に献上物が置かれる（図3）。地方役人はその後ろに並んで座る。取納座役人の指図で、「御捧」の御拝が行われる。終了後、取納座役人に付き従って、献上物を御中門へ運ぶ。献上物は、大台所役人の取次ぎで献上される。それが終わると、位階のある地方役人は左右の廊下で、位階の無い地方役人は御庭で御酒を与えられる。

これは、国王に対する貢物儀礼である。指図する取納座役人は、<sup>しゅうのうぎ</sup>徴税担当官である。

## 2 朝之御拝

ついで、首里城内では「朝之御拝」がおこなわれる。前述の「間切公事帳」、「琉球国由来記」(23)、渡名喜明「『王城の公事』関係史料」(24)、から、その様子を見てみよう(25)。

地方役人は、一間切（現在の市町村にあたる）から「黄八巻」一人、「赤八巻」一人、「青八巻」一人、計三人が参加できる。全地方役人が、ローテーションで、この国王を中心とする儀礼に参加させたものと筆者は考える。

地方役人たちは、午前9時前に登城する。取納座役人が参加者の点呼をとる。

御庭には筵がしきつめられている。役人たちは、「位」の順に図4のように、北を向いて席に着く。第一列は、王子・<sup>あじ</sup>按司、第二列は三司官・親方、第三列は

申口・当、<sup>うきみち</sup>「浮道」を隔てて、第四列には「勢頭座」「黄八巻」、第五列目には「若里之子」「筑登之」、第六列には「赤八巻」、第七列には「青八巻」が並んだという(26)。

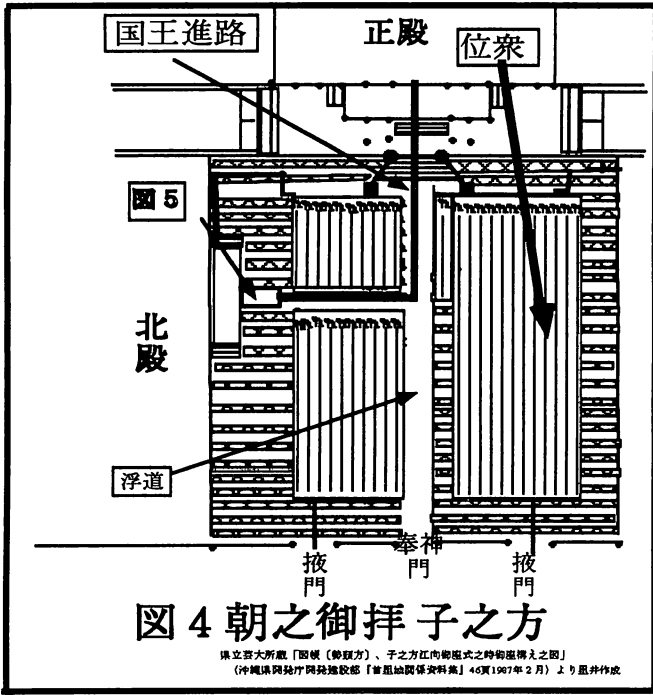


図4 朝之御拜子之方

埼玉県大所蔵「図帳〔朝儀方〕、子之方江内殿儀式之時御座拜之図」  
(沖繩県博物館学芸部「首里城関係資料集」46頁1987年2月)より星伸作成

午前10時、鼓がなる。路次樂がなる中、大御団扇に翳された国王が、三司官・長司他四人を従え正殿から出てくる。そして、北殿前へ移動する。国王が、図5のように北殿前の座に着くと鼓がなる。

通事親雲上と秀才が「叩頭(ケーウ、テーウ)」と唱え、国王は御拝をする。そのとき、家臣団も一斉に御拝をする。その後、久米村長司によって祝文が

よみあげられる。国王は鼓の合図により正殿へ帰る。

これが子之方御拝である。北に向かって国王以下が拝む。中国皇帝に対する忠誠の誓いである。この北に向かう儀礼は、1719年に始まった。それまでは吉方に向かい天地を拝んでいた(27)。国王がもつ權威の源泉を、自然から現実の中国皇帝へうつしかえた変化といえよう。

豊見山和行氏はこのような変化を、冊封朝貢関係維持政策の一貫だととらえている。氏は、当時清は、冊封朝貢関係の簡素化・見直しをおしすすめていたという(28)。

つづいて、国王に対する御拝が

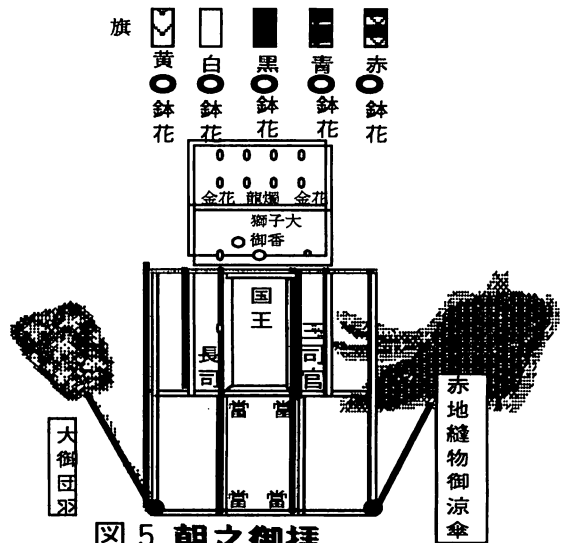


図5 朝之御拜

北向国王の座

埼玉県大所蔵「図帳〔朝儀方〕、子之方御飾之図」  
(前掲「首里城関係資料集」71ページ)より作成

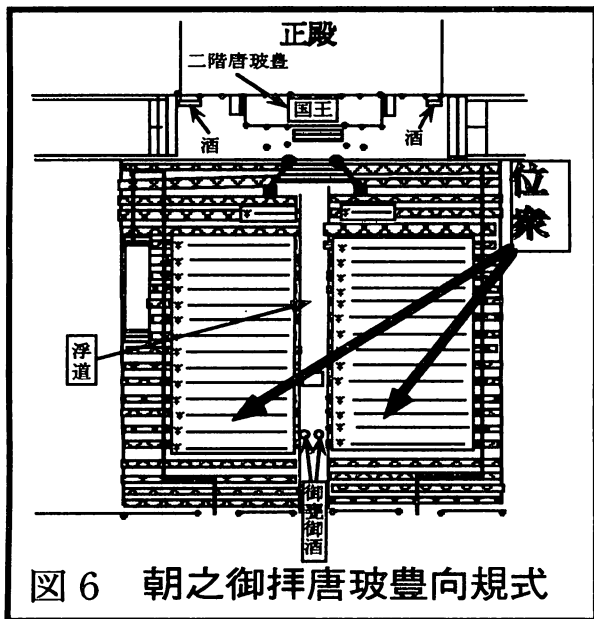


図6 朝之御拝唐玻豊向規式

行われる。図6(29)のように役人たちは並びかわる。

国王は唐玻豊に惣鼓とともに出御する。諸役人は上半身を前方へまげる。国王はいすに座る。その時、また惣鼓がなる。

このとき、一段と高い唐玻豊に国王が座っている。後ろの方にいる地方役人にも、その姿は一瞬見ることができたであろう。

通事親雲上、秀才は、「叩頭(ケーウ、テーウ)」と唱拝する。諸役人は一斉に御拝をする。その後、三司官の内一人が御拝座へ出てきて、焼香を行う。

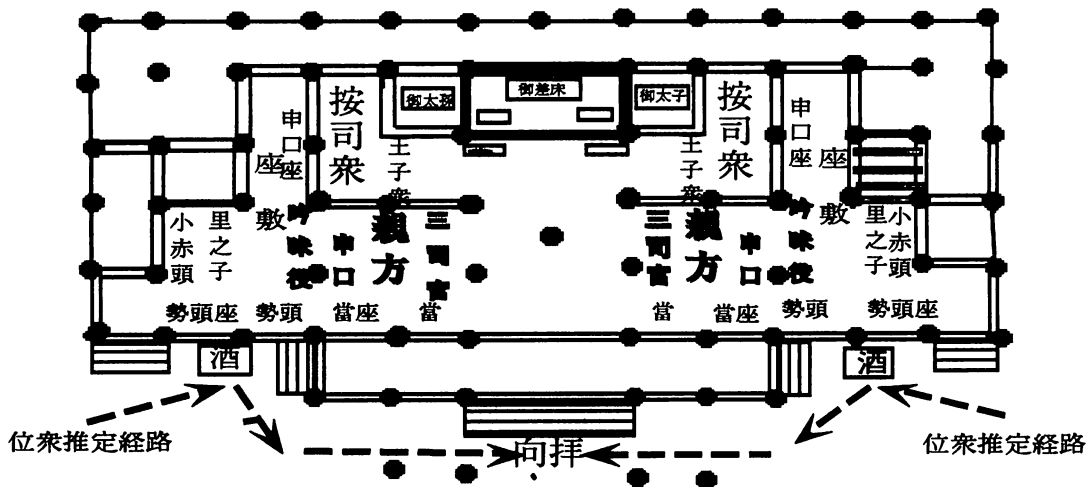
終了後、三司官以下王府官僚は図7のように正殿下庫里へ集合する。ここで、国王から酒が与えられるものと思われる。

一方、百姓身分の地方役人たちの内、位階を有しているものは左右の廊下前に控える。そして、図7の矢印のように正殿前の向拝へ行って、大通(酒)を与えられる。向拝という、国王と向かい合う位置、神社でいえば拝殿で、国王から酒を与えられる。

また、無官(位はある)の地方役人は、御庭の中、図6矢印の場所で酒をもら

図7 朝之御拝後の賜酒

県立荻大所蔵「図懐【当方】、下座理御座之図」(前掲「吉里城関係資料集」28ページ)より作成



う。向拝よりは距離はあるが、やはり国王に向かいあう位置で酒を下賜されるのである。終了後、地方役人たちは、国王に対して御拝をして帰城する。

## 5、支配の装置としての首里城

首里城でおこなわれる「朝之御拝」は、国王の権威を再確認し、増幅する儀式である。そして、その儀式への参加資格が「位」である。「朝之御拝」は、首里城を中心に、琉球王国各地域の支配拠点、蔵元、番所でも行われる。国王から「位」を与えられた者全てが、時を同じくして、国王への御拝を行う。毎年三回、「朝之御拝」がくり返し行われる。この繰り返しが、国王への忠誠という規範に、統合されていくことになる<sup>(30)</sup>。すなわち、「朝之御拝」は、百姓身分の役人にとって、「位」の「有り難み」、王府役人との一体感を再確認し、増幅していくことになったのである。ここに百姓身分の者が、支配の末端を積極的に担った一因をみることができる。そういう視点で首里城見学することを、拙稿では提案してみた。(琉球大学教育学部)

## 注

- 1、海洋博覧会記念公園管理財団発行、1992年、49ページ
- 2、ここでいう百姓とは、系図を与えられない者、すなわち史料上出てくる「無系」の者を指す。
- 3、王とは、中国皇帝から冊封された称号である。豊見山和行氏は「冊封の様相」(『新琉球史—近世編上—』81ページ、琉球新報、1989年)の中で琉球国王は郡王、すなわち皇帝の孫に相当する身分として冊封されたとする。ちなみに、李氏朝鮮国王・室町将軍は親王クラス、安南国王・豊臣秀吉は郡王クラスであったという。それに対して支配された側の八重山の史料「慶来慶田城由来記」・「八重山島由来記」等には、琉球国王を「おきなかなし」と表記している。
- 4、『那覇市史1巻10』127ページ、京大琉球資料110「位階定」
- 5、「品定」(『沖縄県史料、首里王府仕置2』3ページ、1989年)では、「筑登之座敷までが「品位」として認知させている。「赤八巻」と「青八巻」は認知されていない。本文では、「赤八巻」と「青八巻」を位として付け足した。また、首里王府が位階を有するものとして意識しているのは筑登之座敷以上の者を指すのではないかと筆者は推定した。
- 6、「多良間島塩川村丑年惣頭帳」(『多良間村史第二巻資料編1王国時代の記録』498～553頁、1986年)
- 7、「多良間往復文書控」二、(『多良間村史第二巻資料編1王国時代の記録』363～

364 ページ,1986 年)

- 8、「富川親方八重山島諸村公事帳」(『沖縄県史料,首里王府仕置3,前近7』103 ページ,1991年)
- 9、「富川親方八重山島蔵元公事帳」(『沖縄県史料,首里王府仕置3,前近代7』143 ~144 ページより解釈)
- 10、近世末、八重山では困った百姓を助けることによって、「位」を得ようとする富裕百姓が出現する。その詳細については拙稿「近世末、八重山富裕百姓の動向」(『地域と文化64号』1991年)を参考にいただければ幸いである。
- 11、「位階定」(『沖縄県史料,首里王府仕置2,前近代6』10ページ,1989年。彼等は勲功によって勢頭座、「黄八巻」まで登ることが可能)
- 12、沖縄文庫,1989年
- 13、沖縄文庫,1989年
- 14、「琉球大学教育学部紀要32集」1988年
- 15、「首里城ガイド」の典拠と思われるのは、鎌倉芳太郎・伊東忠太『南海古陶瓷』1937年、である。
- 16、146 ページ,沖縄県教育委員会、1988年
- 17、前掲「首里城跡——歓会門、久慶門内側地域の復元整備にかかる遺構調査」32 ページ、沖縄県教育委員会、1988年
- 18、「琉球国由来記巻二」(『琉球史料叢書一』,59~60ページ、井上書房)
- 19、拙稿「江戸時代沖縄の物産一覧表」(『全国の伝承 江戸時代,人づくり風土記47,ふるさとの人と知恵 沖縄』374~379 ページ,農山漁村文化協会,1993年)
- 20、「琉球藩雑記一」(『沖縄県史14雑纂1』47~48ページ,1965年)
- 21、「近世地方経済史料第九巻」41~42ページ,1958年,吉川弘文館
- 22、「沖縄市史資料集・1、間切公事帳の世界」52~53ページ,1987年
- 23、「琉球史料叢書一」,10~11ページ、井上書房、1962年
- 24、「沖縄県立図書館史料編集室紀要第13号」102~113 ページ,1988年、
- 25、「『王城の公事』関係史料」は、冬至の朝之御拝の史料である。「間切公事帳」 「琉球国由来記」の正月朝之御拝儀礼をベースに、細部に関しては、「『王城の公事』関係史料」を参考にした。
- 26、伊江朝雄『琉球故事物語,風や真燼に、上』216 ページ、陸運経済新聞社
- 27、「球陽」巻十、尚敬王七年。(『沖縄文化史料集成5、球陽』読み下し編260 ページ、730番,角川書店,1974年)
- 28、「近世琉球の外交と社会——冊封関係との関連から——」(『歴史学研究』第586号、1988年10月)
- 29、唐玻豊向御規則式之御座構之図(出典は図4に同じ)
- 30、青木保『儀礼の象徴性』岩波書店、1984年